

豊橋市情報共有試行運用ガイドライン

旧	新
<p>2章 対象工事</p> <p>システムを利用する工事は、当初設計金額が 130 万円を超える工事で契約図書に指定された工事とする。契約図書に指定されていない工事であっても、受注者の希望により活用することは妨げない。</p> <p>次の工事はシステム利用の対象外とすることができる。</p> <p>① 維持管理工事</p> <p>② 災害復旧など緊急対応が必要な工事</p> <p>③ 工期が著しく短く(概ね 1 ヶ月程度を目安とする)、生産性向上が期待できない工事</p> <p>3-7-4 電子成果本の提出</p> <p>(-)</p>	<p>2章 対象工事</p> <p>システムを利用する工事は、当初設計金額が 130 万円を超える工事で <u>1,500 万円以上は発注者指定型、1,500 万円未満は受注者希望型とし、契約図書に指定された工事とする。</u></p> <p>ただし 建築系の歩掛、諸経費を使用している工事については、契約図書に記載がなくても、業者が活用したい場合は妨げない。その場合、諸経費の変更を行う。</p> <p>次の工事はシステム利用の対象外とすることができる。</p> <p>① 維持管理工事 (指示票工事等)</p> <p>② 災害復旧など緊急対応が必要な工事</p> <p>③ 工期が著しく短く(概ね 1 ヶ月程度を目安とする)、生産性向上が期待できない工事</p> <p>3-7-4 電子成果本の提出</p> <p>(4)上記内容について、豊橋市では「納品システム」が構築されていないため CD 又は DVD で監督員に提出し確認を受ける。</p>